公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条 例

公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

## (提案理由)

職員の派遣先となる公益的法人の拡大に伴い、規定を整備する必要があるため、本 案を提出するものであります。 公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条 例

公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第12号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「社会福祉法人小金井市社会福祉協議会」を「次に掲げる団体」 に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会
- (2) 公益財団法人東京市町村自治調査会

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、同項第3号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)」を「地公法」に改める。

第4条中「管理職手当、住居手当」を「給料の特別調整額、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」に改める。

付則に次の1項を加える。

(職員の派遣に係る特例)

3 第2条第1項の規定の適用については、平成25年4月1日から平成28年3月 31日までの間に限り、同項に規定する団体のほかに職員を派遣することができる 団体として小金井市商工会を加える。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(職員の派遣)	(職員の派遣)	
第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該	第2条 任命権者は、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会との間	派遣先公益的
団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員(次項に	の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事	法人の拡大
定める職員を除く。)を派遣することができる。	させるため職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することが	
	できる。	
(1) 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会		
(2) 公益財団法人東京市町村自治調査会		
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職	
員とする。	員とする。	
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任	
用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下	用される職員	派遣対象職員
「地公法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項		の拡大
又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された		
職員を除く。)		
(2) 省略	(2) 省略	
(3) 地公法第28条第2項各号の一に掲げる事由に該当して休職	(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」	用語の整備
にされ、もしくは地公法第29条第1項各号の一に掲げる事由	<u>という。)</u> 第28条第2項各号の一に掲げる事由に該当して休	
に該当して停職にされている職員その他の地公法第35条に規	職にされ、もしくは地公法第29条第1項各号の一に掲げる事	
定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務	由に該当して停職にされている職員その他の地公法第35条に	
を免除されている職員	規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義	
	務を免除されている職員	
3 省略	3 省略	
(派遣職員の給与)	(派遣職員の給与)	
	第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者	
には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、	には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、	and the second second
給料の特別調整額、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	手当等の整備
<u>勤務手当</u> 、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を	100以内を支給することができる。	
支給することができる。		
付 則	付 則	

